

議員各位

総務厚生常任委員会

委員長 金子 恵

## 委員長報告書

総務厚生常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1.審査期間：令和3年9月10日～16日

2.付託された議案等

議案番号	件名	結果
45	押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例	全会一致 可決
47	令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）	全会一致 可決
48	令和3年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	全会一致 可決
49	令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	全会一致 可決
50	令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	全会一致 可決
51	令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）	全会一致 可決
54	令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認定
55	令和2年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認定
56	令和2年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認定
57	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認定
58	令和2年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認定

## 総務厚生常任委員長報告

審査日 令和3年9月10日～16日

出席委員 金子 恵 松林 敏 内村博法 安藤克彦 岩永政則 西岡克之 堤 理志

説明員 関係所管管理職 その他関係職員

### ○議案第45号 押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

#### 【提案理由・主な内容】

町民等の行政手続きに係る負担の軽減及び利便性の向上を図るとともに、将来的な行政デジタル化を見据えた体制整備にあたり、押印などの廃止については不可欠であることから、全庁の手続きを対象とした押印廃止等が主なものである。

以上の説明があった。

#### 【主な質疑】

質疑：押印廃止を行わず、押印が存続するものにはどのようなものがあるか。

答弁：保証人、連帯保証人に関わるものや、医師や医療機関、相続人、委任行為、金融機関による押印は残る。

質疑：今まで押印を求めていたもので、本人確認の方法は考えているか。

答弁：現在でも、窓口ではマイナンバーや運転免許証で本人確認を行っている。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

### ○議案第47号 令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）

#### 【提案理由・主な内容】

歳入の主なものは、普通交付税の令和3年度の額の確定による増額。

歳出の主なものは水道局3階の空調機修繕費や、介護する家族がコロナに感染し、要介護者が濃厚接触者となって自宅に取り残された場合の緊急ショートステイ事業補助金など。

地方債補正では、臨時財政対策債の発行可能額の確定により起債限度額の増額をした。

以上の説明があった。

#### 【主な質疑】

##### 総務部

質疑：水道局の3階の管理は水道局ではないのか。

答弁：水道局建物の2階部分は水道局が管理しているが、3階は通常役場が使用しているの  
で、費用負担などについては按分している。

##### 健康保険部

質疑：緊急ショートステイは国の統一した基準に基づくものか。何名を想定しているか。

答弁：新型コロナウイルス感染症の町独自の対策である。5名分を計上している。

質疑：このような事例はあったのか。

答弁：2件ほど直前までいったが受け入れまではいっていない。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第 48 号 令和 3 年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

【提案理由・主な内容】

歳入歳出にそれぞれ 152 万 2,000 円を追加するもの。歳入は繰越金を計上。歳出では備品購入費 81 万円は、料金計算タイムレジの老朽化により新たに購入するためのもの。また、一般会計へ 71 万 3,000 円を繰り出す。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：昨年決算では、タイムレジはリース契約になっていたが購入することになった理由は何か。

答弁：リースの場合で 5 年、年額 17 万 3,000 円、総額 86 万円ほどになることから比較した結果、購入することにした。

質疑：今後の保守点検はどうなるのか、見通しはどうか。

答弁：保守点検 5 年分がパックになっており、その分で対応する。

質疑：自動で徴収するシステムがあるが、人件費が主であることから今後、研究、検討が必要ではないか。

答弁：今後の運営については収支を含め検討している。老人福祉センターが建て替え時期ということもあり、今後検討する。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第 49 号 令和 3 年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

【提案理由・主な内容】

歳入歳出それぞれ 1 億 869 万 5,000 円を追加するもの。

歳入は、6 款 1 項 1 目繰越金の額が確定したため、1 億 869 万 5,000 円を計上。歳出は収支の調整として同額を 8 款 1 項 1 目予備費に計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第 50 号 令和 3 年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

【提案理由・主な内容】

歳入は、決算に伴う繰越額が確定したため、4 款 1 項 1 目繰越金に 93 万 5,000 円を増額計上。歳出は、2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合給付金、令和 2 年度の繰越金のうち、出納整理期間に収納した保険料を納付金として後期高齢者医療広域連合に納付するもので、同額を計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第 51 号 令和 3 年度長与町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

【提案理由・主な内容】

今回の補正は、保険事業勘定では歳入歳出それぞれ 1 億 9,767 万 5,000 円を追加し、補正後の総額を 31 億 203 万 9,000 円とし、介護サービス事業勘定では歳入歳出それぞれ 45 万 3,000 円を追加して、補正後の総額を 3,159 万円とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第 54 号 令和 2 年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

【提案理由・主な内容】

令和 2 年度歳入歳出の決算状況は、歳入は約 192 億円で 41.2%の増加。歳出は約 181 億円で 42.3%増加し、歳入が歳出を上回ったことから、歳入歳出差引残高は約 11 億円。地方債残高は約 1 億 6,000 万円減少した。歳出増加の主な要因は新型コロナウイルス感染症対策などによるものであるなど、所管ごとに事項別明細書において詳しく説明を受けた。

【主な質疑】

**企画財政部**

質疑：減収補填債、法人事業税交付金が新たに設定された理由は何か。

答弁：減収補填債とは、地方税の収入が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行が許可される特例の地方債。法人事業税交付金は新たな交付金で、令和元年 10 月 1 日から適用される税制改革等に絡み、県税である法人事業税の 7.7%分を市町村に交付する制度が変わったことに伴い交付されたものである。

質疑：減債基金積立金は高田南土地区画整理事業等での今後の負担等に対応するためということだが、どの程度まで積み立てる予定か。

答弁：高田南土地区画整理事業だけではなく、新図書館、公共施設の整備更新など、起債という形での整備が想定をされていることから積み立てた。明確な目標値を設定したものではない。

質疑：予備費は想定しなかったものに対して支出するものだが、各課から申請が来たときに財政担当としての基準はあるのか。

答弁：緊急を要するものであることが大前提であり、必要不可欠であるもの、理解できる内容であること。また、金額等についても精査し、充用している。

質疑：クラウドソーシングセミナー開催は実際の活用に繋がったのか。

答弁：実施後のアンケートでは実際に取り組みたいと答えた人が 9 割。1 か月後の調査では、実際に取り組んだという人が 6 割いた。

質疑：水道事業会計補助金は新型コロナウイルス感染対策ということだが、内容は何か。

答弁：水道、下水道の使用開始、廃止の手続きを窓口で行っているが、対面の機会を減らし利便性を高めるため、パソコンやスマートフォンから手続きができるようシステムの改修を行った。

質疑：徴収するに当たり、コロナ禍であることから影響というのがあると思うがどうか。

答弁：状況を確認し、分割納付、一括納付などの交渉をする。一時的に厳しい人については納税の緩和措置を講じた上で徴収を行っている。

質疑：固定資産管理システムの具体的な内容は何か。

答弁：今回、導入した固定資産管理システムは、地積図の管理に加えて路線価図等もデータとして重ねられるような設定をしている。また、土地の評価をする際に画地計算法の計測結果、評価の情報なども保存ができるシステムを導入した。

## 総務部

質疑：産業医への依頼内容はどのようなものか。

答弁：職場の環境整備のため各課を回り確認、アドバイスを受けている。そのほか、長時間勤務、長期休暇の職員や希望者には個別に面談を実施している。また、会議の方に出席をしてもらうなどの役割を担っている。

質疑：産業医によるコロナ対応への助言はあったのか。

答弁：窓口業務におけるパーテーションの設置の確認、業務の取組について助言をもらった。

質疑：長与駅コミュニティホールの使用制限はあるのか。

答弁：営利目的、宗教目的、政治目的で使用する場合は断っている。

質疑：危機管理専門員の業務内容は何か。

答弁：消費生活相談、行政対象暴力、不当要求行為に対する対応及び指導助言を行っている。また、各種団体から要請を受け、消費生活の出前講座なども実施している。

質疑：洪水ハザードマップを確認すると危険な避難所がある。どの様に考えているのか。

答弁：浸水想定区域の中に入る避難所がある。今後、災害の規模や種類に応じて避難所の開設については考えている。また、国の方からも分散避難という考え方が重要視されている。垂直避難や親戚、友人宅に避難する縁故避難など様々な形がある。今後、周知を図っていきたい。

## 住民福祉部

質疑：何年か前に、「コンポスト跡地のモニタリングをしているがメタンガスもそろそろおさまる」という話であった。まだ、終息が見通せない状況なのか。

答弁：当時は、換気をすればメタンガスが抜けるものと考えていたと思う。今でも抜いているが、中で嫌気性菌によりメタンガスが出ているものと考えている。これがいつ終息するか見通せない状況であり、今後も管理していく。

質疑：し尿処理委託料の内訳は何か。

答弁：人件費がおおよそ 3,200 万円。車両の修理代、燃料費などが 450 万円。消耗品等が 50 万円、その他、諸経費が掛かっている。

質疑：行旅病人死亡人取扱費負担金の内容は何か。

答弁：行旅死亡人 1 名が発見され、警察から通報を受けた。その後、町で火葬、埋葬した。費用については取扱法に基づき県に請求した。

質疑：民生委員児童委員協議会運営補助金が昨年と比較すると 2 分の 1 以下になっている。活動実態を把握しての金額になっているのか。

答弁：コロナ禍で思ったような活動が十分にできない状況だった。研修等は開催できず、事

業費が十分に使えなかった状況を踏まえ、実績に応じて補助を減額した。

質疑：児童虐待の状況はどうなっているのか。

答弁：欠席などは連絡が学校からある。また、気になる家庭は、こども政策課に訪問をしてほしいという依頼がある。ほか、傷痕がある場合、保育園などから連絡があり、こども政策課の方で対応するという場合もある。それぞれのケースによって対応している。

質疑：保育園運営費補助金の補助基準はあるのか。

答弁：園の定員数と子どもの年齢によって公定価格が定められていて、それにより補助金の金額が変わってくる。

### 健康保険部

質疑：コロナ禍の中、後期高齢者健康診査は行われたのか。

答弁：通常通り実施した。集団検診については密を回避するため、1回の人数を減らし行った。

質疑：町と保健所の役割分担はどうなっているのか。

答弁：陽性者が出た場合は保健所が一括管理をしている。町にはどういう症状か、いつから症状が出たか、濃厚接触者が何人いるかなど、個人情報以外の情報が入ってくる。

### 会計課

特記すべき質疑はなかった。

### 議会事務局

質疑：会議録作成の流れはどうなっているのか。

答弁：音声をインターネットのシステムに繋げ、その後、戻ってきたものを第1段階でパートに作成してもらい、その後、職員で修正を3回程度行い会議録が作成される流れになっている。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決した。

○議案第55号 令和2年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

#### 【提案理由・主な内容】

歳入総額 834万7,628円、歳出総額 682万3,962円、差引額 152万3,666円。

以上の説明があった。

#### 【主な質疑】

質疑：嬉里駐車場は半地下になっているが、水没などの心配はないのか。

答弁：昭和57年の水害の時、周辺は水没したが同施設にはポンプを設置していることで水没しなかった。ポンプの点検も行っている。

質疑：本会計の総額は1,000万円にもならないことや、特別会計であることから多少のコストも掛かる。一般会計に入れていくという検討はないのか。

答弁：供用開始から40年経ち耐用年数も過ぎていることから、一般会計に入れることも考えていく。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決した。

○議案第 56 号 令和 2 年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

【提案理由・主な内容】

歳入は、収入済合計額 41 億 1,043 万 2 7 1 円、前年度比 1.4%の増額。不納欠損額 1,398 万 806 円、収入未済額は 1 億 3,405 万 7,380 円。

歳出は、支出済合計 40 億 173 万 3,514 円。また、歳入歳出差引額 1 億 8 6 9 万 6,757 円の全額を翌年度へ繰り越すことにしている。基金繰入に関しては条例に従い繰り入れる場合は、その後の補正予算で計上する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：新型コロナウイルス感染症の影響で収納率が減少すると予測していたが、実際は増えている。何か要因があるのか。

答弁：新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った人に対しては減免制度が創設された。これにより、収入が減った人には課税額そのものを減免するという制度があるため、該当した人の収納率に対しては余り影響が出ていない。課税額そのものが下がっていることで、収納率の減少には影響していない。

質疑：高額療養費の増額の要因は何か。

答弁：高齢者の比率が増えていることが影響していると考えられる。

質疑：特定健診受診率が大幅に下がっている、他自治体と比べてどうか。また、受診率を上げるための方策は考えているか。

答弁：令和 2 年末から 3 年の当初にかけ、コロナウイルスの陽性者数が増えた。2 月に行う予定だった集団健診を中止するなど、追い込み時期にそうできなかった。どの自治体も下がっている状況である。本年度においては、その状況が改善されれば、おとし並みになるのではないかと考えている。状況を見極めながら対策を講じるが、現在様子を見ている状況である。

質疑：特定健康診査等事業費の決算額が 100 万円ほど増加している理由は何か。

答弁：特定保健指導においては実施率が安定していないという状況であり、2 年度においては安定した結果が出るよう、増員や勤務時間を長くするなどの会計年度任用職員の体制強化を行ったことが増加の要因の一つと考えている。

質疑：財政調整基金の今後の見通しはどうか。

答弁：平成 30 年度に国保財政が都道府県化された。そのときに激変緩和措置がとられた。保険料が安い所は、その保険料を上げなくて済むように県から激変緩和措置の財源をもらっているため、30 年度以降は余剰が出ているが、令和 5 年度でこの措置が終了する予定になっている。措置がなければ、単年度収支はマイナスの状況である。そこを見越した上で、3 億円積み上がっている状況から保険料を下げるとか。下げるならどの時点で下げるのか。それとも、5 年度まで維持し、それ以降、上げずにその財源積立分を充てていくのか内部で協議をしている。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決した。

○議案第 57 号 令和 2 年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

【提案理由・主な内容】

歳入の主なものは、収入済額 5 億 4,709 万 6,871 円、前年度比 6.6%の増額。

収入未済額は 49 万 4,500 円。歳出は支出済額合計 5 億 4,616 万 1,371 円、前年度比 6.6%増。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：徴収嘱託員を廃止したと説明があったが、理由は何か。

答弁：平成 28 年度に徴収事務が一元化をされ、収納推進課で徴収するようになったため、徴収嘱託員自体の必要性がなくなったことが理由である。

質疑：被保険者数が増加しているが今後の見込みはどうか。

答弁：今後も 75 歳以上の人口が増えていく見込みになっている。それに合わせ、財政の負担等も被保険者数に比例して増加していくものと考えている。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決した。

○議案第 58 号 令和 2 年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

【提案理由・主な内容】

保険事業勘定の歳入では、収入済額 29 億 8,832 万 792 円で、前年度比 2.5%の増。

歳出では、支出済額 27 億 8,515 万 892 円で、前年度比 1.6%の増。介護サービス事業勘定の歳入では収入済額 2,565 万 5,369 円で、前年度比 20.4%の減。歳出では支出済額 2,520 万 1,113 円で、前年度比 19.8%の減。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：新型コロナウイルスで訪問型の介護サービスに影響はなかったか。

答弁：初めの頃は通所を控える人が多かったが、ケアマネージャーが訪問型のサービスに切り替えたり、ショートステイを入れるなどの対応を行った。現在は落ち着いている。

質疑：一般的な介護予防で、サロンなどの集まりに影響はなかったか。

答弁：色々な介護予防事業が開催できない状況だったが、参加者に感染症予防や運動のリーフレット、脳トレの資料などを郵送することで、自宅での介護予防を行っていただくような取り組みを行った。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決した。